



大阪労働局発表
平成23年9月29日（木）

当	大阪労働局職業安定部 職業安定課 求職者支援準備室 電話 06-4790-6302（直通）
---	--

平成23年10月1日「求職者支援制度」がスタート！

～雇用保険を受給できない方の求職活動をサポートします～
～大阪労働局に「求職者支援課」を新たに設置します～

昨今の労働を取り巻く状況は、雇用者の3人に1人が非正規労働者となり、長期失業者も増加する等、雇用保険制度では十分に支援ができない方が増えてきたため、雇用保険と生活保護の間をつなぐ新たなセーフティネットの創設について議論がされてきました。

その中で、平成20年秋のリーマンショックを契機とした非正規労働者を中心とする大規模な雇用調整を受け、平成21年7月から無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援をセットで行う「緊急人材育成支援事業」を時限措置として実施することとしました。

その後、緊急人材育成支援事業の実績も踏まえ、平成23年通常国会で「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成23年法律第47号）が成立し、「職業訓練により能力を身につけることにより安定した就職を目指し、真剣に求職活動を行う方のための制度」として求職者支援制度が創設され、平成23年10月1日より施行されることとなりました。

なお、大阪労働局（局長 西岸正人）では、職業安定部内に「求職者支援課」を新たに設置し、制度の円滑な施行に取り組んでいくこととしています。

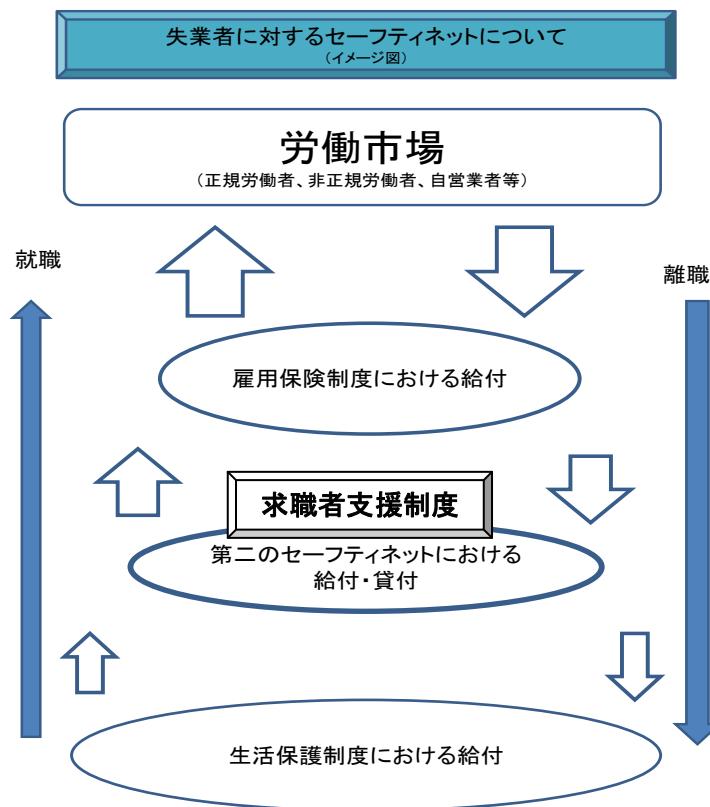
1 求職者支援制度の概要（別添リーフレット参照）

雇用保険を受給できない失業者等の特定求職者（※）の方に対し、

- ・ 無料の職業訓練を実施
 - ⇒ 「求職者支援訓練」、「公共職業訓練」が受講可能
- ・ 本人収入や世帯収入・資産要件等、一定の要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給
 - ⇒ 「職業訓練受講給付金」を支給
 - ①職業訓練受講手当：月10万円 ②通所手当：通所経路に応じた所定の額（定期券代等）
- ・ 訓練期間中及び訓練修了後も、ハローワークが積極的な就職支援を実施
 - ⇒ 「就職支援計画」を策定

※「特定求職者」：雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営業廃業者の方 等

(失業者に対するセーフティネットのイメージ図)



2 求職者支援課の設置

(平成 23 年 9 月 30 日まで)

大阪労働局 — 職業安定部
└ 職業安定課 — 求職者支援準備室
 └ 職業対策課
 └ 雇用保険課

(平成 23 年 10 月 1 日から)

大阪労働局 — 職業安定部
└ 職業安定課
└ 職業対策課
└ 雇用保険課
└ **求職者支援課**
 大阪労働局第 2 庁舎 (中央大通 FN ビル) 21 階(変更なし)
 TEL 06 - 7663 - 6241
 FAX 06 - 4790-6307 (変更なし)

— 雇用保険を受給できない求職者の方へ —

これまでの「緊急人材育成支援事業(基金訓練)」が終了します

平成 23 年 10 月から「求職者支援制度」がスタート

「求職者支援制度」とは

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です（平成 23 年 10 月 1 日以降に開講する訓練の受講者が対象）。

- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料で受講できます。
* テキスト代などは自己負担になります。
- 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
- 収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

支援対象者(= 特定求職者)

求職者支援制度の対象者は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと

例えば、

- ・雇用保険に加入できなかった方
- ・雇用保険を受給中に再就職できないまま支給終了した方
- ・雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方
- ・自営業を廃業した方、学卒未就職者の方 など

* 在職中(週所定労働時間が 20 時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方、老齢年金の受給者の方などは、原則として特定求職者に該当しません。

* 特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません(別途、職業訓練受講給付金の支給要件を満たす必要があります)。

「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者の方などを対象として、民間訓練機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」があります。

- 訓練実施機関は、ハローワークと連携して就職支援を行います。
- 訓練期間は、1 コース 3 カ月から 6 カ月です。
- 開講予定の具体的なコース情報は、以下のホームページをご覧ください。
 - ・9 月まではこちら → <http://www.ehdo.go.jp/kyushokushien/index.html#02>
 - ・10 月以降はこちら → <http://www.jeed.or.jp/js/kyushoku/shien.html#02>

「職業訓練受講給付金」について次ページへ



職業訓練受講給付金について

特定求職者の方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

◆支給要件（以下の全てを満たす方が対象）

- 1 本人収入が月8万円以下（※1）
- 2 世帯全体の収入が月25万円（年300万円）以下（※1、2）
- 3 世帯全体の金融資産が300万円以下（※2）
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席する方（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）
- 6 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない（※2）
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

（※1）ここで言う「収入」とは、賃金等の稼得収入の他、年金その他全般の収入を指します（一部算定対象外の収入もありますので、詳細はハローワークにお尋ねください）。

（※2）ここで言う「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。

- * 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し、職業相談を受けることが必要です。
- * 既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過していることが必要です（連続受講の場合を除く）。

◆支給額

●職業訓練受講手当 月額10万円

●通所手当 職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

- * 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃等の額となります。
- * 支給申請の対象となる訓練期間（給付金支給単位期間における日数）が28日未満の場合は、支給額を別途算定します。

ご注意ください！

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）ハローワークの就職支援（訓練終了後の就職支援を含む）を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

（参考）

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成23年法律第47号）第13条第2項において、「前条第1項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない」と定められています。

求職者支援資金融資のご案内

- 職業訓練受講給付金を受給できる方で、この給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。
- 貸付の上限額は、同居配偶者等（※）がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。（※）同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。

- * 融資に当たっては、労働金庫の審査があります。
- * 原則として未成年者の方は利用できません。また、最終弁済時年齢は65歳です。
- * 欠席（やむを得ない理由を除く）の繰り返し、就職支援拒否、不正受給処分などにより職業訓練受講給付金の支給が停止された場合は、直ちに債務残高を一括返済しなければなりません。

- 就職を理由とする返済の免除措置はありませんのでご注意ください。
- 詳しくはハローワークにお問い合わせください。

求職者支援制度の手続きについて

訓練の受講申込みや職業訓練受講給付金の手続きは、原則として住所地を管轄するハローワークで行います。

* ハローワークの所在地は、厚生労働省ホームページでご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

■ ■ 手続きの流れ(例) ■ ■

求職者支援制度に関する手続きは、訓練受講に関する手続き（○）と、職業訓練受講給付金に関する手続き（★）の2つの流れがあります。職業訓練受講給付金の手続きは、原則として1回のみ行う「事前審査」と月ごとに行う「支給申請」に分かれています（どちらが欠けても職業訓練受講給付金を受給できません）。

1 求職申込み・制度説明

○ ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受けてください。

★ 職業訓練受講給付金の受給希望がある方は、職業相談時にお申し出ください。

2 訓練コースの選択

○ ハローワークで職業相談を受けつつ、適切な訓練コースを選び、受講申込書などの必要書類を受け取ってください。

★ 事前審査に関する説明を受け、必要書類を受け取ってください。

・再就職のために訓練が必要ではないとハローワークが判断した場合は、希望した訓練の受講申込みができないことがあります。

3 訓練の受講申込み

○ ハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってください。

○ その後ご自身で、ハローワークで受付印を押印した受講申込書を訓練実施機関に提出してください。

★ 訓練の受講申込みと同時に、必要な添付書類を添えて事前審査の申請を行ってください（後日、事前審査を申請することもできます）。

・就職活動の状況などをお聞きして、受講の必要性の高さを判定します。

・事前審査の申請に当たっては、本人確認書類の他、ハローワークから交付された各種様式、所定の添付書類が必要です（→次ページ※1）

・事前審査の結果、要件を満たさなければ職業訓練受講給付金は支給されませんが、後日、要件を満たすこととなった場合は、所定の手続き（再度の事前審査、支給申請を含む）を経て支給可能となる場合があります（詳細はハローワークにお尋ねください）。

・事前審査の詳細はハローワークでご案内しています。

4 訓練実施機関による選考

○ 訓練実施機関による選考（面接・筆記など）を受けてください。

5 就職支援計画の作成（支援指示）

○ 訓練実施機関から合否通知がご自宅宛てに届きます。「合格」の通知が届いたら、訓練開始日前日までにハローワークに来所し、「就職支援計画」の交付を受けてください（これを「支援指示」と言います）。

★ 4の選考に合格した方は、ハローワークから事前審査の結果通知（該当または非該当）がご自宅宛てに届きます（選考に不合格の方には事前審査の結果は送付されません）。ハローワークで訓練受講中の支給申請に関する説明を受け、支給申請の必要書類を受け取ってください。

・この「支援指示」を受けなければ訓練を受講することはできません。また、職業訓練受講給付金を受給することもできません。

・ハローワークによっては、支援指示を行う日時をあらかじめ指定する場合があります。

6 訓練の受講開始

○ 訓練受講中から訓練終了後3カ月間は、原則として月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。

★ 指定来所日に職業相談を受けた後、支給申請を行ってください。

・指定来所日以外の日には支給申請を行うことができません。ただし、ハローワークが定める一定の理由に該当する場合は、指定来所日を変更することができます（証明書類が必要です）（→次ページ※3）。

・支給申請に当たっては、所定の申請書類が必要です（→次ページ※2）。

・訓練実施機関が支給申請書の所定欄に記載する受講証明により訓練の出席状況と、その他の支給要件を満たしていることを確認した上で、事後的に支給・不支給決定を行います。

・訓練を1回でも欠席（遅刻・早退を含む）すると職業訓練受講給付金が支給されません（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）（→次ページ※3）。

・指定来所日にハローワークに来所しないことは、就職支援拒否の典型です。1回でも就職支援拒否を行うと、以後、職業訓練受講給付金は支給されません。

※1 職業訓練受講給付金の事前審査に必要な書類

① 本人確認書類(原本)

- 以下のうちいずれか1点:

運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの)、旅券、外国人登録証明書、その他顔写真が貼付されている官公庁発行の書類など(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの)

- 上記をお持ちでない方は、以下のうちいずれか2点:

各種健康保険証、国民年金手帳、顔写真無しの住民基本台帳カード(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの)、母子健康手帳、罹災証明書、公共料金の領収書(住所の記載のあるもの)

② ハローワークから交付された各種様式(窓口にて手交します)

受講申込書、受講申込・事前審査書(安定所提出用)、職業訓練受講給付金要件申告書、職業訓練受講給付金通所届

③ 所定の添付書類(同居配偶者等の預貯金通帳を除き原本。詳細はハローワークにお尋ねください)

- 直近3カ月以内に交付された住民票謄本の写しまたは住民票記載事項証明書(世帯の構成および続柄が記載されたもの)
- 事前審査申請日の前月に得た本人収入を証明する書類(賃金明細書 など)
- 事前審査申請日の前年における申請者本人および全ての同居配偶者等の収入を証明する書類(源泉徴収票、市区町村が交付する所得証明書(額面が記載されたもの) など)
- 申請者本人または同居配偶者等が保有する事前審査申請日の残高が 50 万円以上である全ての預貯金通帳または残高証明(直近1カ月以内に交付されたもの)
- 給付金の振込先となる通帳
- その他、ハローワークが求める書類

※2 支給申請に必要な書類

① ハローワークから交付された各種様式

職業訓練受講給付金支給申請書(訓練実施機関による受講証明を受けたもの。受講証明がない場合は無効)、就職支援計画書、給付金支給状況(支給記録)(予め交付を受けていない場合は不要)、事前審査通知書(初回支給申請時のみ)

② やむを得ない理由で訓練を欠席(遅刻・早退を含む)した場合はその理由を証明する書類(※3もご参照ください。詳細はハローワークにお尋ねください)

※3 訓練の欠席、指定来所日の変更におけるやむを得ない理由

- ハローワークが定める「やむを得ない理由」以外の理由で訓練を1回でも欠席(遅刻・早退を含む)すると、その月(給付金支給単位期間)の職業訓練受講給付金は支給されません(指定来所日に来所がない場合は、以後職業訓練受講給付金は支給されません)。
- 必要な証明書類の提出がなければ「やむを得ない理由」として認められません。
- やむを得ない理由に該当するかどうか、必要な証明書類など不明な点についてはハローワークにお尋ねください。

◎やむを得ない欠席理由【証明書類】の例

- 本人の疾病または負傷のため【次のうちいずれか1点 ①医師または担当医療機関の証明書 ②医療機関または調剤薬局の領収書 ③処方箋(写しで可)】
- 親族(6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族)の看護のため【同上】
- 求人者との面接や就職セミナーなどの受講のため【面接事業主の証明書、セミナー参加証 など】
- 列車遅延、交通事故、天災その他やむを得ない理由のため【遅延証明書、事故証明書 など】

ハローワークへのご相談はお早めに!

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続きに当たっては、一定の期間を要します。

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページもご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushoushainai/roudoukyoku/>)